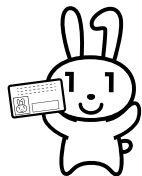


国民健康保険制度のお知らせ

■令和6年12月2日より保険証の新規発行が終了しました

国の法改正により、令和6年12月2日以降、現行の健康保険証は発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに変わりました。

そのため、12月2日以降、紙の保険証の新規発行・再発行ができなくなりました。



※令和6年12月1日時点でお手元にある保険証については、有効期限までお使いいただけます。
お持ちの保険証は、有効期限が切れるまで破棄しないでください。

●マイナ保険証をお持ちの方

マイナンバーカードを提示して医療機関を受診してください。

経過措置により、お手元にある保険証は有効期限まで使用できますので、お持ちの保険証で今までどおり医療機関を受診することもできます。

●マイナ保険証をお持ちでない方

お手元にある保険証は有効期限まで使用できますので、お持ちの保険証で今までどおり医療機関を受診してください。

お持ちの保険証の有効期限が切れる前に、申請いただかなくても「資格確認書」を交付しますので、引き続き医療機関の受診が可能です。

※「資格確認書」とは、保険証に代わるもので、保険証と同じく医療機関等に提示することで保険診療を受けることができます。

■「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を発行します

保険証の有効期限が切れる前に、マイナ保険証の利用状況に応じて、「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」を発行します。申請は必要ありません。

●マイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ」を発行します。

※「資格情報のお知らせ」とは、ご自分の健康保険情報が記載された用紙で、マイナ保険証が利用できない医療機関を受診する場合などに、マイナ保険証と併せて提示することで受診が可能となります。

●マイナ保険証をお持ちでない方

「資格確認書」を発行します。

※お手元にある保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。

ただし、令和7年7月31日以前に75歳の誕生日を迎える方は誕生日の前日まで、70歳の誕生日を迎える方は、誕生月の月末までとなっています。

75歳の誕生日を迎える方には、後期高齢者医療の「資格確認書」を発行します。

70歳の誕生日を迎える方には、マイナ保険証の利用登録状況に応じて「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」のどちらかを、有効期限が切れる前に発行いたします。

申請は必要ありません。

お問い合わせ 住民課住民係 電話：0125-68-2112

後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険証の廃止について～

■令和6年12月2日より保険証等が終了しました

令和6年12月2日より保険証や限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、「減額認定証」という。）並びに限度額適用認定証（この3証を以下、「保険証等」という。）が廃止されています。

廃止前後で対応が異なりますので、詳細は下記をご確認ください。

※令和6年12月1日時点でお手元にある保険証等については有効期限（令和7年7月31日）までお使いいただけます。

但し、令和6年12月2日以降は、保険証の新規発行又は紛失に伴う再発行は行えませんのでご注意ください。

【令和6年12月2日からの対応】

●令和6年12月2日時点でお手元に保険証がない方には、保険証等は交付されません。

下記、①又は②の対応となります。

①既にマイナンバーカードの保険証利用登録を行っている方の場合、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能です。

②マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない、又はマイナンバーカード自体お持ちでない方には、申請いただかなくても「資格確認書」を交付しますので、引き続き医療機関の受診が可能です。

マイナンバーカードを保険証としてご利用ください！

保険証利用登録をしたマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）を医療機関で利用すると…

- ・マイナ保険証のみで高額療養費制度や特定疾病の適用が受けられます。
- ・過去のお薬情報や健康診断の結果等を提供できるため、より適切な医療を受けられます。
- ・お引越等で負担割合に変更が発生しても、保険証や資格確認書のように差し替えの必要がなく、ほぼタイムラグなく最新の資格情報で医療機関を受診できます。

■限度額適用認定証と減額認定証の廃止に伴う変更点について

保険証廃止と合わせて、限度額適用認定証と減額認定証も廃止になります。

これに伴う変更は以下の通りです。

①令和6年12月2日以降、新しい限度額適用認定証と減額認定証は発行されなくなりました。

※令和6年12月1日時点でお手元にある証については有効期限（令和7年7月31日）までは利用可能です。

②マイナ保険証をお持ちの方は、ご自身の負担区分（現役Ⅰ～Ⅲ・一般Ⅰ又はⅡ・区分Ⅰ又はⅡ）はマイナポータルにて確認してください。

③「資格確認書」をお持ちの方は、市区町村窓口で申請すると任意で「資格確認書」に負担区分の併記が可能です。

■特定疾病療養受療証について

厚生労働大臣が定める特定疾病（人工腎臓を実施する慢性腎不全など）の方に交付される「特定疾病療養受療証」については、令和6年12月2日以降も継続して交付します。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

住民課住民係

【住所】〒060-0062

【電話】0125-68-2112

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館6階

【電話】011-290-5601